

文教厚生委員会会議録

- 1 期 日 平成27年3月12日(木)～13日(金)
- 2 会 場 第2委員会室
- 3 開会時刻 12日 午前10時20分～午後4時39分(休憩60分)
- 4 閉会時刻 13日 午前9時30分～午前11時59分(休憩10分)
- 5 出席者
- | | | | |
|-----|------------------------------------|------|------|
| 委員長 | 鈴木久男 | 副委員長 | 榛葉正樹 |
| 委員 | 内藤澄夫 | 委員 | 渡邊久次 |
| 〃 | 野口安男 | 〃 | 窪野愛子 |
| 〃 | 松本均 | 〃 | 大場雄三 |
| 当局側 | 教育長、齋藤健康福祉部長、佐藤こども希望部長、平出教育次長、所管課長 | | |
| 事務局 | 議事調査係 鈴木 | | |
- 6 審査事項
- ・議案第1号 平成27年度掛川市一般会計予算について
第1条 歳入歳出予算
歳入中 所管部分
歳出中 第2款 総務費(第1項26目・27目)
第3款 民生費
第4款 衛生費(第1項3目のうち所管外部分・第2項・第3項を除く)
第10款 教育費
 - ・議案第2号 平成27年度掛川市国民健康保険特別会計予算について
 - ・議案第3号 平成27年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算について
 - ・議案第4号 平成27年度掛川市介護保険特別会計予算について
 - ・議案第18号 掛川市東京女子医科大学看護学部修学資金貸与条例の制定について
 - ・議案第19号 掛川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - ・議案第20号 掛川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - ・議案第21号 掛川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - ・議案第23号 掛川市いじめ防止条例の制定について
 - ・議案第30号 掛川市介護保険条例の一部改正について
 - ・議案第31号 掛川市国民健康保険税条例の一部改正について
 - ・議案第32号 掛川市立保育所条例の一部改正について
 - ・議案第35号 掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - ・議案第36号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について
 - ・議案第37号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
 - ・議案第38号 掛川市二の丸美術館条例の一部改正について
 - ・議案第39号 掛川市ステンドグラス美術館条例の一部改正について
 - ・議案第40号 掛川市保育の実施に関する条例の廃止について
 - ・議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について(掛川市ステンドグラス美術館)

・閉会中継続調査の申し出事項 5項目で了承

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

市議会議長 大石 與志登 様

平成27年3月13日

文教厚生委員会委員長 鈴木 久 男

7-1 会議の概要

平成27年3月12日（木）10時20分から、第2委員会室において全委員出席のもと開催。

- 1) 委員長あいさつ
- 2) 当局（教育長）あいさつ
- 3) 付託案件審査

[10:20 ～ 16:39]

①議案第1号 平成27年度掛川市一般会計予算について

第1条 歳入歳出予算

歳入中 所管部分

歳出中 第2款 総務費（第1項26目・27目）

第3款 民生費

第4款 衛生費（第1項3目のうち所管外部分・第2項・第3項を除く）

第10款 教育費

第3款 民生費・第4款 衛生費

[福祉課、説明 10:23 ～ 10:39]

[質疑 10:39 ～ 10:55]

○渡邊久次委員

225頁の最後に説明があった生活保護費の減額について、全体で6,695万円の減額ということだが、特にどの部分が大きいのか。

●戸田福祉課長

医療費の部分が減っている。

○渡邊久次委員

前年に比べどのくらい減っているのか。

●戸田福祉課長

今調べているが、全体の人数が減っている。あとは65歳以上の高齢者世帯が増えているので、世帯数は増えている。扶助費については全国的にも減っている傾向である。

○渡邊久次委員

人数が減っているのか。支給割合が減っているのか。

●水野社会福祉係長

人数的には若干増えているが、金額的には約6,000万円程度の減額となっている。この理由は、今年度、末期癌の方がいたので多額の医療費が年間通じて掛かっていた。今年度亡くなったため、その2名分が無くなったため。生活保護は医療費が10割負担であるためである。

来年度はそのような予定が無い為に減額している。

○渡邊久次委員

減る率がマイナス12%というのは非常に大きいと思う。

現実的には、生活保護が必要の人は増えていると感じるが、予算額が大幅に減額されているのはどうなのか。

●戸田福祉課長

係長の答弁の通りケースバイケースにより増減がある。
全体的な件数としては昨年度は4年ぶりに対象者が減っているので、ケースバイケースで対応していきたいと思う。

○内藤澄夫委員

202頁の障害者新規就労500人サポート事業について、26年度と比べると増額しているが、詳細を教えて欲しい。

●寺田福祉課主幹

障害者新規就労500人サポート事業の中では、非常勤職員2名を雇用する予定であるので、2名の人件費と福祉課内に什器（机、椅子、カウンター）を置くための費用。車両の借り上げの予定である。

○内藤澄夫委員

金額を細かく教えて欲しい。

●寺田福祉課主幹

賃金が650万、自動車借り上げが12万、什器が60万である（椅子、机など）

○内藤澄夫委員

500人サポートは先進地では非常に頑張っているが実績として、就業しているのか人数を知りたい。

●寺田福祉課主幹

就労は一般企業での就労と福祉作業所での就労があるが、福祉課で把握しているのは福祉関係である。一般就労はハローワークが把握しており掛川、菊川、御前崎全体では25年度、26年度は45人ずつ新規に就労している。

○内藤澄夫委員

ハローワークは掛川、菊川、御前崎で一括しているので、掛川分が分からないのがよく分からない。調査不足ではないか。

○鈴木久男委員長

文教厚生委員会で岡山県の総社市に先進視察を行ってきた。そこは1,000人サポートだった。500人サポートを目指している実績を資料で出して欲しい。

○内藤澄夫委員

サポート事業を予算も増やして手掛けているので、掛川市の一般就労が分からないではいけないと思う。把握して、目標を立ててやっていかないといけない。

●寺田福祉課主幹

一般就労は1,500社に対して25年度、26年度中に新規またはすでに就労している人数を調査する予定である。

○窪野愛子委員

75頁の県支出金11節について、生活保護費県負担金の住所不定の方にどのような支援をしているのか。

●水野社会福祉係長

掛川市内に帰来の無い人で、もともと掛川市民では無い人が立ち寄り時に病気になって入院した人が住所不定者という扱いになる。また掛川市内に自宅があったが市外の施設に入居され、住所をうつされた方など市内に帰来先がない方が住所不定者となる。生活保護は3/4が国の負担で、1/4が市の負担であるがそれは県が負担するので県負担金としてある。

○松本均委員

216頁の重度障害児医療費助成事業費318万8千円の前年度マイナス300万の減額理由は。

●戸田福祉課長

受給者証を発行しており、人数は減っていないが、使用回数によって、延べ人数によって変わってくる。

○松本均委員

去年の半分になっているが理由は何か。

●寺田福祉課主幹

18歳以上は障がい者の方に移行する関係で減ったと思われる。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

第3款 民生費

〔高齢者支援課、説明 10:56 ~ 11:09 〕

〔質疑 11:10 ~ 11:20 〕

○渡邊久次委員

高齢者福祉は重要な事業だと思うが203頁の前年度との比較で1,742万8千円とあるがどの部分が減ったのか。

●山崎高齢者支援課長

少しずつどの項目も26年度の実績見込みで精査して減らしている。独り暮らしの緊急通報システムは点検の年度が26年度に集中しておこなったのでその分減額となっている。配食サービスの事業費が委託先の変更により変わっている。通所のバスの見直しにより増減がある。

○渡邊久次委員

ひとり暮らし老人緊急通報通報システムは26年度に新規30台ということだが、延べの設置数は。

●山崎高齢者支援課長

330台が稼働できる状態で、ほとんど稼働している。

○内藤澄夫委員

204頁の敬老会事業費についてイベントや事業をやった方が良いと思うが、なかなかそればかりでは無い。2,500円の商品券を配って終わりとなっていたりするが、当局で推進するような考えがあるのかどうか。

●山崎高齢者支援課長

地区の区長会に委託して実施している。

実施前の説明時に地区の皆さんの顔が見えるような事業計画をお願いしている。

他の地区からも意見をいただいているので有効な活用の仕方をお願いしていきたい。

○内藤澄夫委員

顔が見えるような、特に高齢者は顔を見る機会がない、社会参加の一つであるので、啓蒙啓発を実践して欲しい。

●山崎高齢者支援課長

各地区で様々な高齢者向けの事業を展開していただいているので、事例を他の地区にも活用してもらえるように情報提供をするよう進めていきたい。

○窪野愛子委員

206頁の高齢者福祉推進費、成年後見制度支援事業について前年度の実績を知りたい。

●山崎高齢者支援課長

26年度の補助事業を10/10で実施、30人を募集して8回の講座を実施した。卒業する人は29人、次年度も同じように開催する予定。成年後見制度の知識、理解を深めてもらい市民サイドで行えるような仕組み作りに繋げていきたい。

○窪野愛子委員

大変大切なことなので、今後も推進して欲しい。

○松本均委員

204頁のシルバー人材センターの支援事業について、セカンドワークが活発に行われているが敬老会の話聞いても、若い老人が多く受け入れ先が大切になってくる。今度シルバー人材センターでも派遣の関係に移行していくという法律の中で大変な思いをしていくのでは。数字を見ても、予算が減っていて苦しいと聞く。1,300万円も減っていくと思うが何か良い方法はあるのか。

●山崎高齢者支援課長

その通りである。シルバー人材センターも仕組みを変えないといけない。派遣事業も進めていく必要があるがそれには出入りのバランスを大幅に変えていく必要がある。細かな市民サービスの事業など新しい方法に移行のため相談する予定である。

○鈴木久男委員長

206頁の介護保険円滑推進事業費について、全員協議会で質問があり介護保険が年々高額になっているが、それに頼ることのないよう頑張っ健康を保持している人へ何か特典をとという要望があった。これが先ほど言われた事業か。

●山崎高齢者支援課長

敬老会の一部に入れてある。百歳以上で介護保険を使わない方を顕彰する。ハードルが高いので今後検討していきたい。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

第3款 民生費

〔国保年金課、説明 11:21 ～ 11:26 〕

〔質疑 11:27 ～ 11:32 〕

○内藤澄夫委員

210頁医療給付費について、過大請求による返納のため返還と言うことだが掛川市の実情を教えて欲しい。

●太田国保年金課長

過去にはなかったが、大きいのは豊岡会で看護師の人数をワンランク上の請求をしたため、愛知、静岡、浜松市、掛川市にも県の調査が入り翌年度精算で公費が半分で返還することとなった。

○内藤澄夫委員

市内の病院において、過去にあったか。

●太田国保年金課長

細かい部分ではたくさんある。国保連合会で審査してもらっているがレセプト点検（薬剤の投与、診断の請求）が違っていたりした場合の差し戻し、返還はある。

○内藤澄夫委員

中には悪質のものや自分たちでは情報が入ってこない。レセプト点検で点数を出し実際のものとは違うことは悪質で法律からいくとあってはいけない事。実例はどうか。

●太田国保年金課長

藤枝のインプラントで保険診療でやったと言う記憶はある。風邪で来たが、他も悪かったので薬を出したがレセプトに記載がなかったような差し戻しはあるが悪質なものは報道されたり保健医療の停止などになる。したがって医療機関の手違いが多くあると思う。

○内藤澄夫委員

インプラントは高額であり、保険請求でやってもらえればありがたい。インプラントに関する負担は全額自己負担であり高額、保険請求の内容が分かれば知りたい。

●太田国保年金課長

詳細は分からない。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

第4款 衛生費

〔保健予防課、説明 11:33 ～ 11:46 〕

〔質疑 11:46 ～ 11:54 〕

○大場雄三委員

234頁の特定不妊治療助成費について今年度の成功実績は何件くらいか。

●松下保健予防課長

2月末までの状況について特定不妊治療は95人が申請、妊娠については調査中である。

○内藤澄夫委員

237頁の感染症予防対策費についてエボラ出血熱など、日本から応援に行った看護師、医師もいるが、このことについての考えを聞かせて欲しい。

●松下保健予防課長

市では、感染症、インフルエンザやノロウィルスに対し感染症対策会議を医師会と設けて対応している。

○内藤澄夫委員

エボラ出血熱は非常に致死率も高いが病気が発見されたときの対応について。

●松下保健予防課長

エボラ出血熱は県の対応となっている。指定病院は静岡市立病院で2床感染症対応の病床をもっている。掛川で発生した場合には、県に連絡して搬送して貰う。市の対応は情報提供、市民への注意喚起をすることである。

○窪野愛子委員

232項の健康づくり推進費、保健活動推進事業委託については地域で保健活動している人だと思いが、担い手がない。女性が多くもっと男性にもと思うが。

●松下保健予防課長

数年前は4, 5名の男性がいたが増えていかない。区長会に出向きお願いしているが、拡大していかない現状である。

○窪野愛子委員

原因を究明して男性にも考えて行って欲しい。

○渡邊久次委員

235頁の地域医療対策費について、前年度比較で2億2673万円の減額になっているが、要因は希望の丘推進事業費の減額と言うことなのか。

●松下保健予防課長

当課所管は地域医療対策費だけで大きな増減はない。希望の丘、急患診療費の関係は地域医療推進課になる。

○大場雄三委員

食推協の委員になる為の資格はあるのか。

●松下保健予防課長

食育セミナーに参加して貰く。今年度は39名が受講、食推協に20名が加入した。

○松本均委員

234頁癌検診受診者が増えているが委託機関の中で連携が取れていないところがある。間違いの無いようにして頂きたい。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

第4款 衛生費

[地域医療推進課、説明 11:55 ~ 12:04]

[質疑 12:04 ~ 12:10]

○内藤澄夫委員

238頁の動物介在療法についてテレビでもやっていたが、高齢者に犬などのペットを育てたりすると非常に健康に繋がる、やる気を起こさせる効果がでる。それをやっていくのか。

●岩井地域医療推進課長

そのとおり、補助金で行うのは動物介在活動として病院以外で行う。

高齢者や障がい者や幼児、児童を対象に、動物とハンドラーとでふれ合い心のケアを目的として行う療法、外では活動である。希望の丘が出来たので、他施設の方と共有しながら広めて行く。

○窪野愛子委員

236頁の希望の丘推進費の緑化管理委託料について植樹を行ったが、その後の状況はどうか。

●岩井地域医療推進課長

今回の予算とは別で、希望の丘の芝生や桜の管理。委員の話については、昨年度事業を取り組んだ時之栖やびのほ一ぷが下草刈りを共同して行った。

○窪野愛子委員

大切に管理して欲しい。

○大場雄三委員

236頁の地域医療整備事業費の(3)在宅看取り研究事業委託料の概要を教えて欲しい。

●岩井地域医療推進課長

目的は現実的では無いが、平成30年を目途に地域医療計画を作成する必要がある。特別委員会でも議論しているが、在宅医療での看取りについてバックデータを完備していく。この補助金を活用して日常生活の医療介護の実態調査を行い地域包括ケアシステムの基礎とするため市民の意識調査を行っていききたい。将来の計画に活用していききたい。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

○鈴木久男委員長

新規500人サポートの資料について福祉課から説明をお願いします

●戸田福祉課長

障害者新規就労500人サポートの障害者の就労状況について、福祉的就労が90人、一般就労が24名で全体では114名である。また、ハローワークの調査は50人以上の企業であるので、新年度に入ったら50名以下の企業も含めて調査を行い就労状況の確認をしていききたい。その時には報告していききたい。

第3款 民生費、第4款 衛生費、第10款 教育費

[こども希望課、説明 12:59 ~ 13:25]

[質疑 13:25 ~ 13:28]

○大場雄三委員

220頁と222頁の小規模保育園建設事業について、2園建設予定と言うことか。

●松浦こども希望課長

新たに建設されるのは東山口の1園であり、もう1園は現在保育ママを運営している所が小規模保育事業所として新たに衣替えする。

○大場雄三委員

B型とC型の説明をお願いします。

●松浦こども希望課長

B型については、認可外保育所が職員配置基準等をクリアした小規模保育所を想定している。C型については、保育ママが集団化して行う保育を想定している。

○窪野愛子委員

222頁の小規模保育事業の関連で、B型は12名のお子さんを預かることになるが、何人の保育士で預かるのか。

●松浦こども希望課長

運営によって変更がありはっきりと分からないが、保育士3名プラス1名を想定している。

○渡邊久次委員

関連で、B型は12名とC型は9名とあるが、これは新たに待機児童の解消に繋がるのか。

●松浦こども希望課長

C型については、現行の保育ママ制度の衣替えなので、解消には繋がらない。B型は新規になるので解消に繋がると思う。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

第3款 民生費

[こども政策室、説明 13:29 ~ 13:33]

[質疑 13:33 ~ 13:40]

○大場雄三委員

214頁の子育て情報提供システム作成委託について、子育てカレンダーはいつぐらいの稼働予定か。

●松浦こども政策室参事

2つのシステムを予定しており、カレンダー機能は6月を予定している。自己チェック等の相互方向機能はもう少し先の予定である。その2つを合計して計上している。

○渡邊久次委員

214頁の三世代同居支援事業について、26年度に事業を行い6ヶ月経過しなかった分を新年度に支払うと言うことだが、件数と金額について教えて欲しい。

●松浦こども政策室参事

26年度申請分としては21件掛ける50万円で1,050万円である。新年度分としては30件掛ける50万円で1,500万円である。

○窪野愛子委員

214頁の子育てコンシェルジュ事業は評判が良いようだが、実績を教えて欲しい。

●岩附こども希望部付参事

2月末現在で、96名のケースに対して227件の対応を行った。

○大場雄三委員

214頁の子育て協働モデル事業の詳細について。

●松浦こども政策室参事

協働型の事業であり、民間、地区から提案型で子育てに関するイベントや事業を募集しそれに対して上限50万円の委託で各種事業を依頼をするものである。具体的な内容は今後になる。

○鈴木久男委員長

カレンダーについて、教育委員会と子ども希望部と連携して良いものを作り、家庭に配付して家庭教育の健全育成に努めてほしい。今年のガイドブックについては、~~時間~~間に合わないようだったが、その辺はどのように考えているか。

●佐藤こども希望部長

本年度、紙ベースで子育てガイドブックを作成した。これは子育ての制度や成長段階ごとの情報提供を記載している。これについては最終校正の段階で、情報誌には入れることが出来なかったが、しかしこれも見直しをしており、次回作成時には、連携を取っていきたい。

予算の計上内容については、パソコンやスマホでの情報提供となる。

これについては、子育て関係の情報を提供していくので、この辺は色んな部署から情報を集めて対応していこうと考えている。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

第10款 教育費

[学務課、説明 13:41 ~ 13:53]

[質疑 13:53 ~ 13:59]

○内藤澄夫委員

326頁の給与費について、一般職が4名で9,403万1千円は、額が大きくないか。

●中根学務課長

説明欄の記載については、どの目も同様の記載方法である、正規職員の人数を記載している。この額には、非常勤が28名分が含まれている。

○内藤澄夫委員

説明欄に記載した方が良いのではないか。一般職だけでこれだけの金額とってしまう。

●中根学務課長

去年も同じ指摘をいただき、担当の行政課職員係に伝えてある。再度、担当課に伝える。

●平出教育次長

この記載については、課長の答弁のとおりである。見方としては、7節の賃金の部分が非常勤の金額となっている。自分からも伝えておく。

○窪野愛子委員

326頁の学校管理下災害対策費について、どれくらいの子どもがけがをしているのか件数を知りたい。

●進士学務係長

金額は小中学校合わせて今年の3月分で713,834円である。件数は分からない。

●中根学務課長

改めて情報提供する。件数については毎月かなりの件数が発生している。この制度は保護者は3割の医療費負担になるが、4割が給付される。

○渡邊久次委員

334頁の緊急地震速報システム購入費について、4校分で123万2千円という説明だったが、他の中学校はどうなっているのか。

●進士学務係長

25年度に導入した学校があり、小学校は22校のうち6校、中学校は9校のうち5校が導入したため、27年度に残りの小学校は16校、中学校は4校に導入することになる。

○渡邊久次委員

全学校が導入と言うことでよいか。

●進士学務係長

良い。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

第10款 教育費

[学校教育課、説明 14:00 ~ 14:12]

[質疑 14:12 ~ 14:17]

○渡邊久次委員

328頁の遠距離通学児童支援費について、小学校の4km以上のバスの定期代だが、何人分で全額補助なのか。

●佐藤学校教育課長

人数はスクールバスについて日坂線（日坂小、東山口小、栄川中、栄川幼稚園）が29名、原田線（原田小）が3名、城北線（城北小）が20名、本谷線（横須賀小、横須賀幼稚園）が13名の人数である。定期については、26年度の実績として、小学校は105名が対象、日坂小で20名、城北小で61名、桜木小で6名、西郷小で18名である。中学校では、栄川中で7名、北中で9名の合計16名である。

この定期の購入について、4ヶ月に1回の支給で年間3回の支給を全額している。

○渡邊久次委員

332頁の学校図書充実事業について、総額で912万4千円で1校当たりに換算すると40万円だが、これは少ないのではないか。

●佐藤学校教育課長

昨年度と比較して、101万3千円減額している。図書費については、全体の予算の中で減額となっている。

○榛葉正樹副委員長

毎年、英語教育の中で、イマージョンキャンプを説明していたと思う。毎年力を入れていたと思うが、27年度はどうなのか。

●佐藤学校教育課長

英語活動の充実について、24年度からイングリッシュイマージョンキャンプ、昨年度からはデイトリップを始めてきたが、27年度については、応募希望者が多いため、英語の中身を充実させる目的で、多くの子ども達に体験させるため、泊まりでは無く、回数を3日にして、終日英語体験するように考えている。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

第2款 総務費、第10款 教育費

〔社会教育課、説明 14:18 ～ 14:34 〕

〔質疑 14:34 ～ 14:55 〕

○野口安男委員

350頁の家庭教育学級について、対象者と学級数や内容の詳細について。

●松本社会教育課長

担当はこども希望課なので、そちらから説明する

●こども希望課長

市内に26幼稚園あり、親を対象にやっている。内容としては、子育て支援サポーターの話し合いや講師を呼んで研修を行っている。それぞれの実行委員は保護者がやっているなので、そこで内容を決めている。

○窪野愛子委員

350頁の各種団体等活動支援費の子ども会連合会補助金について、240万円が計上されているが、24年度から見ても同じ金額となっている。内容を教えて欲しい。

●上野社会教育課主幹

子ども会連合会があり、掛川地区の子ども会連合会、大東地区の子ども会連合会、大須賀地区の子ども会連合会があり、加盟しているのは123の単位子ども会があり、その単子に対する補助金である。

○窪野愛子委員

単子が同じ為、おなじ金額なのか。

●上野社会教育課主幹

補助金の申請のあった各地区単位子ども会で割り戻して、均等な形で補助金を出している。

○内藤澄夫委員

350頁の青少年補導センター運営費について、補導員の謝礼が増額されているが、補導員をやっている人はどのような人なのか。

●上野社会教育課主幹

センター補導をしていただいている補導員、地域の関係、専任補導員と地域補導員がある。地域からの選任と先生からの選任等の補導員である。

○内藤澄夫委員

補導員をやるには、そのことに対して理解をしている人が必要だと思う。万引きや喧嘩が主な内容だと思う。地区からの選任はどこから選ばれるのか。

マーケットやショッピングセンター等のガードマンに移管したらどうかと思っている。

地域や先生は一番頼みやすいと思うがその辺をどのように考えているのか。

補導員の数は足りているのか。去年と比べると増額している。足りないから増やしたのか。

●松本社会教育課長

人選については、地域の人が地域の子どもの見守ることから、地区やPTAなどから選出している。

補導活動については、予防活動の観点から地域で見守るように取り組んでいる。

○内藤澄夫委員

啓蒙啓発について、子どもを集めて勉強会などを行っているのか。

●松本社会教育課長

地域や専任補導員の方を集めて、年に2回集まり事例に基づき報告を行い、情報交換している。併せて掛川警察署員にも来て貰い事例紹介してもらっている。補導員謝礼については、昨年と同額である。

●上野社会教育課主幹

補導員の数は増えていない。来年度も予定人数は変わらない。

補導の状況については、声かけ人数も増えており、補導員の数は足りている。事業について順調に進んでいると思っている。

○内藤澄夫委員

先日も湛水防除の施設のガラスが割られていた。誰がやったか分からないが、そのような事に対して補導していることが見えてこない。少し足りているとは思わない。

現実的にそのようなことがあり、啓蒙啓発の実態が見えてこないが、どのような活動をしているのか。

ショッピングセンターのガードマンに依頼をして、指導や予防をして貰うのが重要だと思う。相談員の中に必要ではないか。人数も教えて欲しい。

●上野社会教育課主幹

人数は専任補導員が25名、地域補導員が64名である。

●松本社会教育課長

啓蒙については、県下一斉の立ち入り調査で、夏休みに入る前の時期と、年末の2回にゲームセンターやゲームセンターがあるスーパーやカラオケ、コンビニなどの有害図書について店長や店員に現状の問い合わせ、協力依頼、ポスターの掲載を行っている。

○内藤澄夫委員

地域からの選出となると、PTAから選出されると思うが、その人達はほとんど会社に勤めているので、啓蒙啓発は日曜日等の休日しか出来ないと思う。その意味からもガードマンをお願いをして予防ができれば良いと思う。

●教育長

話を聞く限りでは、アピールが不足していると感じた。会合に出て様子を伺っているのを見えているが、提案があったように、ガードマン等へのお願いも参考にしたい。

参考までに、アピタは大変協力的で声かけバッチの配付目標を2,000名としたが、それを超えるくらいになり、県下第2位になった。その時にアピタの職員が多数参加してくれた。

健全育成に対して通じたと思う。補導員のリストも知っていただく必要があると思う。

○渡邊久次委員

350頁の放課後子ども教室について、回数や場所、事業内容について。

●上野社会教育課主幹

実績としては、「子供の森」西郷小学校区、「どようひろば」城北小学校区、「掛川子どもネイチャーゲーム教室」城北・第二・中央・桜木小学校区、「西南郷地域子ども教室」中央小学校区の4団体が活動している。内容としては、森づくり活動や、茶道の稽古、自然体験、親子活動などの活動をしている。

○渡邊久次委員

4団体を増やす計画はあるのか。

●浅井教育長

制度について説明すると、学童保育があり、事業が終わったらその場所に行って放課後を過ごしている。これは厚生労働省のやり方である。放課後子ども教室は文科省が考えた事業で、以前から長く実施している。放課後や土日の自由な時間を地域の大人たちが面倒を見ている。森づくりやネイチャーなどの種目があり、希望する人が集まっている。国の考えはこれを統合して1つにしたらどうかという計画である。これが放課後子どもプランである。しかしなかなか難しい面もあるため、現状を継続している状態である。

○内藤澄夫委員

356頁の横須賀城について、国の補助金が4/5だが、県の補助金はないのか。

●松本社会教育課長

県の補助金は事業費から国の補助金を差し引いた残り1/5の1/3となっている。

○内藤澄夫委員

面積について。

●松本社会教育課長

面積は5332.18平米である。14筆である

○窪野愛子委員

348頁の成人式について、今年は業者が入って雰囲気壊してしまった。来年度はそんなことが無いようにしてほしい。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

第10款 教育費
〔図書館、説明 14:56 ～ 15:00 〕

〔質疑 なし 〕

○鈴木久男委員長
以上で質疑を終結する。

●中根学務課長

先ほど窪野議員からの質問に対する回答について、25年度の実績は836件、生徒数が約9,700名であり、10名に1名の割合となっている。

比率としては、中学校が部活の関係で多くなっている。保険の掛金は900万程度、給付額は880万円であり、25年度実績では掛け金と給付額がほとんど同じとなっている。しかし、死亡事故があると2,800万円の給付となるので、事故の内容によって大きな変動はあると思う。

〔討論〕
なし

〔採決〕

議案第1号 平成27年度掛川市一般会計予算について
賛成多数にて原案とお可決

[15:09 ～ 15:40]

②議案第2号 平成27年度掛川市国民健康保険特別会計予算について

〔国保年金課、説明 15:09 ～ 15:28 〕

〔質疑 15:28 ～ 15:40 〕

○渡邊久次委員

7頁の徴収金について、現年課税分と滞納繰越分があるが、収納率を2%程度あげる見通に基づいて計上されているが、滞納金が非常にかさんでおり、払えない人が増えていると思うが、徴収できる見込みがあるのか。

●太田国保年金課長

滞納分については、所有資産等を調査し払える人は払って貰い、出来ない人は執行停止等の処分を行い、収納率を上げる反面で収納できないものがいつまでも残らないように対応している。担当は納税課になるので、そちらから詳細説明する。

●栗田納税課長

収納率は20%であり高めとなっているが、見込みでは前年よりも金額は減っている。

調定額が減っているので、その結果で率が上がっている。税金が払いたくても払えない人については、新年度新たな方法として、生活再建を手助けするという事で、勉強してやっというところと取り組んでいる。実際の効果はわからないが、そのような配慮もしながら徴収を行っていく予定である。

○窪野愛子委員

66頁の医療費適正化対策費について、医療費通知を年間で6回行っているが、効果はどうか

●太田国保年金課長

医療費通知については、国からの指導に基づき年間6回発送を行っている。

これは特別調整交付金等の条件にもなっている。

また、医療費通知を見て、本人に把握して貰う目的もある。

さらに、医療機関へのプレッシャーというか、本人に通知していることで、不正請求がない

ような効果もあると思う。これにより、どのような効果があるか統計的なものは出ていない。

○内藤澄夫委員

滞納について、基本的に国保税が高く払えない。低額所得の人は払えなくて更に滞納が増えていくと思う。何とか収納して貰わないといけない。問題は、能力があるのに払わない人がいることである。

物件の差し押さえをして、公売になるが、基本的に何処まで行ったら公売に掛けるのか。

●栗田納税課長

差し押さえする財産にも色々あり、預貯金がある人はそれを押さえたり、給与収入がある場合は事業所に行って給与を押さえる等がある。不動産しか無い人や高額になって不動産じゃないと見合わない人もいる。不動産を押さえてもすぐに売るわけでは無い。実施に現金化するまでには一定の猶予期間があり、ぎりぎりの自主納付を促している。

見極めとしては、差し押さえに至るまでの前段に係ってくる。お金が無くて、払えない人には相談に来てもらえれば、分納などの相談をする。誠意のある人にはそれなりの対応をさせてもらうが、督促や催告に応じない人には差し押さえなどの強い対応になる。

○内藤澄夫委員

差し押さえや公売についても良いと思うが、不動産を公売にした場合、1,000万円の価値があっても、公売に掛けるとおおよそ1/3の価格になってしまう。不動産があっても、差し押さえになったら、誰かに買って貰えばそれなりの金額になる。持っている人も非常に損をして、財産も無くなってしまう。

そのような人には相談に来てもらい、来てもらう事が難しい場合には出向いて話をする必要がある。催促をして来るように言っても、ダメなので、本人と直接会って話をする。来るように言ってもなかなか来ないので、そのような対応をしているのか。

●栗田納税課長

訪問については、相当数の滞納者もあり徴収担当が8名しかいないのでとても難しい。過去には市全体で訪問催告を行ったが、なかなか効果も上がらなかった。

現状では、木曜日の延長窓口等に来て貰うお願いをしている。

公売になると評価額が100とした場合、3割程度も下がってしまう。3割下がっても買い手が付かないので、民間も含めてそこに至る前で自主的な売買をやって貰った方が本人にも損がない。なるべくそこに行くまでに売買をして欲しい。

○内藤澄夫委員

知り合いにも、差し押さえになりそうな人がおり、相談への催促を何度もしてやっと思った経緯がある。なかなかそのような状況になっても行かないし、行けない。行くのに恥ずかしい気持ちもある。大変でも、こちらから出向いていかないといけない。人手不足も充分理解出来るが、夜討ち朝駆けでいく気持ちが無いとなかなか滞納整理は出来ない。まってもダメなので、是非、その方向でやって欲しい。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第2号 平成27年度掛川市国民健康保険特別会計予算について
賛成多数にて原案とおり可決

[15:41 ~ 15:50]

③議案第3号 平成27年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算について

[国保年金課、説明 15:41 ~ 15:47]

[質疑 15:47 ~ 15:49]

○渡邊久次委員

101頁の特定健康診断委託料について、3,700人分ということだが、人数は増えているのか減っているのか。

●太田国保年金課長

昨年度と同人数を計上している。実績としては横ばいで推移している。中東遠が出来て、人間ドック等に移行した人もいるので、同じ見込額で計上している。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第3号 平成27年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算について
賛成多数にて原案とおり可決

[15:51 ~ 16:14]

④議案第4号 平成27年度掛川市介護保険特別会計予算について

[高齢者支援課、説明 15:51 ~ 16:04]

[質疑 16:04 ~ 16:12]

○内藤澄夫委員

大須賀の包括センターが3,000人を超えたという話があるが、それだけ高齢者が増えて人口が減っているのでは、若い人は減っている。

自分の地区では82軒あるが、20年後を考えると40軒になる。いったいどうなるのか。

我々の年代はもっと増える。その時に介護保険や国保は運用できていくのか。

正確な人数を教えて欲しい。

●山崎高齢者支援課長

3,263人である。

○渡邊久次委員

113頁の第1号被保険者保険料が前年度に比べて3億2,732万7千円の増額となっているが、原因は賦課総額が増えたと言うことだが、人数なのか1人当たりの金額が増えたのか。

●山崎高齢者支援課長

65歳以上の第1号被保険者も増えているが、第6期の保険料の見直しを行っており、保険料自体も増えている。

第1号被保険者の人数は、28,858人を積算根拠としている。

金額については、条例改正の中で説明を行う。

○窪野愛子委員

介護に関する費用についてはどこの市町も苦労していると思う。

今までと比べて、周辺市町の伸び率（対象者と費用）を教えて欲しい。

●山崎高齢者支援課長

介護保険料については、各市町で議決されると公表されるので、3月中には新聞で公表され

る。

○渡邊久次委員

制度の変更に伴う金額の詳細について

●山崎高齢者支援課長

今回は介護保険料が変更となり、給付費も変更となる。それについては、サービス毎に増減がある。給付費については、平均で2.27%の下げ幅となる。例えば、特養等では10%以上の介護報酬が引き下げられている。それにより、介護報酬として市から支払われる分もサービス毎に違ってくる。一つ一つについては、ワークシートにより実施しており、数と金額が多岐にわたり説明が難しいので、後で詳細に説明する。

●藤田保険給付係長

27年度の被保険者数の予定は、28,858名、26年度は27,687名であり、1,171名の増加を見込んでいる。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第4号 平成27年度掛川市介護保険特別会計予算について
賛成多数にて原案とおり可決

[16:14 ~ 16:29]

⑤議案第30号 掛川市介護保険条例の一部改正について

[高齢者支援課、説明 16:14 ~ 16:18]

[質疑 16:18 ~ 16:28]

○内藤澄夫委員

保険料が上がることになるが、高齢者の話を聞くと大変だがしょうがないと言う人と、これでは払えないという人の2通りがある。

啓発できる方法はあるのか。

●山崎高齢者支援課長

65歳から実際に保険料を払う人に始めて納付書が届くと、驚く人が多いと思うのでしっかり説明して支払いをお願いすることと、介護保険の認定に来る人たちには、適正な介護サービスの利用についてお願いしているが、啓発については、広報かけがわの4月号に値上げについてのお願いを記載することと、介護保険ガイドブックを5月頃各家庭に配布予定である。

サービスを使っていた前の方が保険料を支払うので、高いと感じる人がいる。

地域の保険講座、介護予防講座で保険料の使われ方等の説明をしていきたいと思っている。

○内藤澄夫委員

改正で要支援1、2、要介護の1は基本的には介護サービスを利用できなくなる。サービスが悪くなって保険料も上がる。

掛川は他市と比べて既に高いので、啓発しないと納得できない人もいると思う。

年間で年金を200万や300万円も貰っていれば良いが、年間70万くらいしか貰っていても払っている人もいる。時間も無いが、啓発活動も必要と思うがどうか。

サービスが下がって、保険料が上がることだから、その辺の説明ができるのか。

●山崎高齢者支援課長

問い合わせの電話もたくさんあり、丁寧に説明していく必要があると思う。

使わない人からは高いと感じる印象もあるので、制度の説明をしていく。要介護の1, 2でも絶対にダメというわけでは無いので、細かな相談を受けて使えるサービスを進めたり不自由に感じないようなきめ細かな対応を努力していきたい。

●齋藤健康福祉部長

広報については、1人ずつ通知を考えている。改訂の時には啓発用の冊子も作成するので、配って話をしている。

サービスの低下については、介護保険を使わないから損をしたという事ではなく、使わないことが元気ということを考えていただくような啓発もしていきたいと思う。そのためには食事や運動や社会参加が必要であり、協働のまちづくりを推進しているので、積極的に参加して貰うようなこととも連動して進めていきたい。

○渡邊久次委員

母親がデイサービスを使っており、最近では張り合いを持って参加している。サービスを充実していけば費用が上がるのは分かる。

所得の低い人には負担率を下げるような負担軽減の配慮はあるのか。

●山崎高齢者支援課長

介護保険は所得の低い人がいることも前提とし、第1段階から第11段階までである。基準額となるのは第6段階だったが、今後は第5段階となる。低所得者は第1段階から第4段階までとなり、所得に応じた形となっている。更に、第1段階、第2段階については、今年度は保険料の軽減として国、県、市が0.05分を負担することになっている。もう少し消費税が上がれば、軽減の幅がもう少し広がる予定という話があったが、最終的には8%となるので、第1段階の人だけの軽減となる。

●藤田保険給付係長

議案書の134頁の第3条の2には、所得の少ない第1号被保険者については32,400円と記載しており、132頁には第1段階の人は35,400円としている。この差額については、国が1/2、県が1/4、市が1/4を補填することになっている。消費税が10%になったときには、第1段階だけではなく、第2段階、第3段階まで補填する形はある程度決まっている。27年度、28年度はこの金額で決まっているが、29年度についてはもう少し低額になると思っている。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第30号 掛川市介護保険条例の一部改正について
賛成多数にて原案とおり可決

[16:29 ~ 16:32]

⑥議案第31号 掛川市国民健康保険税条例の一部改正について

[国保年金課、説明 16:30 ~ 16:31]

[質疑 なし]

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第31号 掛川市国民健康保険税条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決

[16:33 ~ 16:38]

⑦議案第18号 掛川市東京女子医科大学看護学部修学資金貸与条例の制定について

[地域医療推進課、説明 16:33 ~ 16:35]

[質疑 16:36 ~ 16:37]

○渡邊久次委員

条例が決まった場合は、貸与の予定人数は。

●岩井地域医療推進課長

対象者の全体が東京女子医大の推薦の中にある地域枠であり、東京女子医大では年間で1名から2名を考えているようである。全体の推薦枠が本年度の入試では90名中で35名であり、そのうちの2名が掛川市枠となる。その2名が対象枠に当てはまる人である。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第18号 掛川市東京女子医科大学看護学部修学資金貸与条例の制定について
全会一致にて原案とおり可決

○鈴木久男委員長

本日はこれにて延会とする。

延 会 16:39

7-2 会議の概要

平成27年3月13日（金）午前9時30分から、第2委員会室において全委員出席のもと再開。

○鈴木委員長あいさつ

1) 付託案件審査

[9:32 ~ 9:44]

⑧議案第19号 掛川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

[こども希望課、説明 9:32 ~ 9:35]

[質疑 9:35 ~ 9:44]

○野口安男委員

参酌の中で、これと違うところはあるのか

●松浦こども希望課長

付属資料の右側に従と参酌記述があり、従とあるのが従うべき基準、参酌となっているものが参考とすべき基準。掛川市はこの基準通り。参酌もこの基準の通りである。

○大場雄三委員

3頁、小規模保育事業のA、B型の違いは。

●松浦こども希望課長

37条の利用定員の区分にあるとおり、家庭的保育事業は現在行っている保育ママを新制度に移行した場合の制度で1人以上5人以下を保育する制度。

A型は保育園の分室で20人以下でやっているものが移行する制度。

B型は現状の認可外保育施設が、職員の配置基準などが厳しくなって運営する制度。

C型は保育ママがグループでやる場合の制度。

居宅訪問型保育事業は掛川市には該当しないが、ベビーシッターのようなもの。国の制度上ある。

○渡邊久次委員

掛川市で協働保育所に該当するのが5園あるが、該当しないのか。

●松浦こども希望課長

掛川市の協働保育園は認可外の基準であり、保育士が3人ほしい場合、その内1/3でよい基準になる。それ以外の方は無資格者でもよいというものが認可外である。

ここでいうB型は、保育士が4人ほしい場合その内50%は、有資格者でなければいけないという基準になる。保育士の配置基準が掛川でいう協働より厳しい。また自園調理なのでその園で調理をしなくてはならない。今の認可外はお弁当でもよいため自園調理はしていない。子どもの安全安心のために基準が厳しくなってる。

現状、掛川の協働保育園についてもできるだけ有資格者の配置を高めて研修等をお願いしている。

○渡邊久次委員

新しい基準というのは、掛川市ではどこに該当するのか。

●松浦こども希望課長

この特定教育保育施設および特定地域型保育事業は新制度において施設型給付費を受け入れる事業所ということである。

協働保育園については、施設型給付費は受けられないため新制度の枠外となる。

○鈴木久男委員長

この付属資料の基準は、掛川流の条例が定まるが、こうした方向は各市町も同じ方向か。

●松浦こども希望課長

どこも国の基準を上回る所は無いと思う。

暴力団排除を追加したりするところもあるよう。

次の案件になるが、そちらの方は保育士の基準を1/2を2/3にするなどの基準を高くする市町村もあると聞いている。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第19号 掛川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

全会一致にて原案とおり可決

[9:44 ~ 9:48]

⑨議案第20号 掛川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

[こども希望課、説明 9:44 ~ 9:46]

[質疑 なし]

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第20号 掛川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

全会一致にて原案とおり可決

[9:48 ~ 10:20]

⑩議案第21号 掛川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

[こども希望課、説明 9:48 ~ 9:50]

[質疑 9:50 ~ 10:19]

○窪野愛子委員

92頁、第2条の施設の構造その他の特別の理由とあるが、どういうことを想定しているのか。

●松浦こども希望課長

施設の構造というのは、既に設置してある施設が一区画の面積でやっけて、単純に40人よりも広がるケースの場合は、その中で受入可ということにもなる。

1. 65平方メートルという基準は限りなくそれを守り、その中で40人より数人増える場合もある。

面積が広くて40人以上受入れる場合、指導員等の配置を増やして安全を確保しながらやる。受入施設の構造によって人も面積も変わる。

○渡邊久次委員

今までも運営されてきたが、これによって変わるところがあるのか。

●松浦こども希望課長

基本的に大きく変わるところは無いが、ただ指導員については従うべき基準となる。

有資格者は県の研修を受けることが基準となり、保育の中身の研修が強化された。

○窪野愛子委員

研修について、資格のある指導員ばかりでは無く、研修に参加するということは時間も使うこと。

保育として賃金を貰っているが、研修に関わる費用は学童で賄うのか。

●松浦こども希望課長

現状は、時間単価で委託しており、それ以外は各種団体に任せてある。

保育料についてもそれぞれ各団体でやっているため受託した団体の裁量でやっていただきたい。

○内藤澄夫委員

施設や建物が大変な場所がある。この条例で施設整備がされるのか。

●松浦こども希望課長

施設については、受け入れ人数の状態に応じて個別に対応している。

施設が狭くて入れない所については待機も発生するケースもある。

人数が多い場合は、分割して新たな施設をという努力はさせていただいている。

○内藤澄夫委員

地震に対しての耐震についてどのような考えか。

1. 65の基準が定まるが、限りではないというのはどういうことか。

●佐藤こども希望部長

この条例で全てをクリアになるものではない。

条例を定めることによって運営の充実を図っていきたい。

学童施設の活動場所の整備については、全協でも話したが子ども子育て支援事業計画を定めた。平成27年から5年間の見込みや各施策について検討していく。

学童については、学校との連携強化を図り場所を確保していきたい。

学校に場所の確保が難しいと言うこともあり、検討して場所の確保に努めていきたい。

耐震化については、大須賀のほほえみは個人の木造住宅を借りてやっていただいている。

今回新たに拡張されるので、そのタイミングで出来る支援はしていく必要があると思う。

●松浦こども希望課長

面積については、従前からの基準で有り、それを目安として考えている。

弾力的とは一時的に1, 2人余分に入れる必要があると言うことで考えている。

運用の中で、さらにそれが守れない場合に新たな場所の確保等に動いている。施設の確保にはすぐに対応できないためそういったケースがある。

○内藤澄夫委員

心配するのは、面積を確保する為に継ぎ足しになっており、果たしてそれが良いかどうかということ。ひさしやトタンで面積を確保している。地震とかあった場合に大変なことになる。

ある程度施設の建物を含めて耐震までいかにしないにしてもしっかりした建物でないといけない。

何かあってからでは遅い、それに耐えれないところに何人かいて崩壊してけがをすることも

想定して欲しい。

面積を確保して、人数を入れるだけではなく、丈夫な建物であるということが大事。

学校も空き教室も有り、利活用の話が出来ないのか。

たくさんあると思う。その点はどうか。

●松浦こども希望課長

市としては、学校の利活用について色々協議している。

教育との絡みもあり難しい。

子ども子育て支援事業計画の中でニーズに対しての対応を考える中で、利活用は非常に大きい。今まで利活用の中で専用区画として、出口も別で、教育財産から市長部局財産へ替えるかたちでの利活用がいままでなされている。弾力的な運用について、各関係者の課題となっている。

●浅井教育長

併用できないかというのは国の方針でもある。教育委員会としてスムーズにできるように現場を考えながら進めていく方向である。

現在行われている学童保育と連携するような会を持つようにした。

あとは、丁寧にやっていく。

構造についてと管理についてがネックになっている。

教員の勤務時間、管理時間より学童の時間が遅くなり、1つの校舎の管理運営をどうしていくのが課題である。クリアするには、入口を別にする方法がある。

東京を視察すると、警備員が管理している。

昔は用務員が泊まって管理していたが、今は教員が管理となっている。

空き教室については、少人数指導教室、生活科室、多目的室など、学習内容がコース別に分かれてやるときに使っている。

空き教室では無いが、少しゆとりのある教室の兼用について研究を進めていく。

現実には、そのような部屋は2、3階で管理上不便である。図書室、図工室、調理室、は道具の問題がありそれが2階、3階にあると出入り口の問題がある。

1階にちょうど良い部屋に入れるところは実績がある。トイレは共用。

学校の教員に負担が掛かるのは事実である。

既に教室を使っている所も7つある。学校が拒否しているわけではない。

ケースごとに考えていく。現場をみていただきたい。

○内藤澄夫委員

今からの計画していく中で整備していくと言ったが、余裕は無い。

教室について、校長と話をして工夫をして利活用を進めて欲しい。

地震が心配である。民間の建物はほとんど耐震が無い。

それを含めて考えると教室の利活用を是非して欲しい。

○松本均委員

城北小学校に新しく学童保育が出来た。

最近、渡邊久次議員の一般質問の中で、また何とかして欲しいという要望が出ていたようだった。

1.65がどうだとなった時、要望はどんどん出てくる。

支障が無い場合は誰がどのように思うか。

実際は1.65をとれているか難しい所もある。

すぐに要望が出ると思うがどうするのか。

各主催が社協、クラブ、保護者会、地区で違い考え方も違う。

教室の空き室がいいといたり、ダメと言ったり地区によって対応が違う。

色んなことが出てくると思うが、対応はできるのか。

面積や耐震はすぐに出てくると思う。どういう考えか。

●松浦こども希望課長

1.65の基準は現在も同じガイドラインであり、条例化されても現状が大きく変わるわけでは無い。全部守れといえれば現実的に無理なケースもでる。

要望はどんどんでてくる。空き教室を使ってもいっぱいになれば、城北は来年度また増える。1箇所ですべてをやればベストだが、現状は対処療法的にクラブを分散して2箇所、3箇所なかたちでやらざるをえない。

運営団体が、それぞれ違い受け入れてから何とかしてほしいというケースもあるためバタバタしていることが現状である。

○松本均委員

ひまわりクラブが集まって、勉強会があつて行つてみた。
自分たちのクラブは自分たちで守ろうという気持ちが強いので要望がある。
全ての要望を聞くことは無理、スタッフの勉強会の話もでている。
足を運んでお互いに勉強して、現状を話した方がよい。

●松浦こども希望課長

上がってくる要望全てを聞けるわけでは無い。その中で改善できるものは改善する。
対応できるのは対応している
現状、ニーズが増えているものに対する対応が優先してる状況。

○鈴木久男委員長

ニーズが増えていると言つたが、全協か議員懇談会で高学年の学童保育受入云々ということで、市長の考えは、高学年は学童と言っても生徒に近いめいつまでもあまり保育するばかりでは無いということで、何か他の方向で健全育成をやるべきだと思ふとの考えが述べられた。
例えば、農村部の地域は3年生以上は学童をやらない家庭が多いので数人の父兄がそういうこと希望しても子ども達で遊ぶよと言ふことで高学年は学童を卒業している。地域体制もシニアクラブの中で放課後の学童の見守り隊も育っている。

そのようなことを強化して高学年も希望があるから受け入れるでは無く、そういうことも検討の余地があると思ふ。

併せて検討材料にして欲しい。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第21号 掛川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

全会一致にて原案とおりの可決

[10:20 ~ 10:29]

⑪議案第32号 掛川市立保育所条例の一部改正について

[こども希望課、説明 10:20 ~ 10:22]

[質疑 10:22 ~ 10:28]

○渡邊久次委員

新制度移行に伴つてすこやか保育料の規程が必要になつたということだが、今までとどこがかわつたのか。

●松浦こども希望課長

今までは、児童福祉法で公立の保育園でも保育料を徴収することができる規定があつた。
新制度移行に伴つて措置して入園したものの料金については、徴収できるという旨に変わった。措置とは、福祉的配慮のことで、普通に入った場合は保育料の根拠条例がなくなってしまうので今度、すこやかは公の施設のため条例に定めなければならないということ。

保育料改定は、平成28年度からで、来年度は保育料を現行から変えることは無いが、新制度になって、所得階層区分が、所得税額から市民税額というかたちになり、それ相応の換算に応じて階層区分をほぼ見合うようにしている。

新制度になり、保育標準時間の11時間と8時間の短時間の2種類の保育体制が制度化されたため短時間部分について明記した。

保育料の設定については、保育料改定と同じ考え方で国の示している基準の標準時間のマイナス1.7%に応じてやっている。

根拠の法律がなくなりその部分を入れたのと、短時間を明記した。

○渡邊久次委員

新しい基準になって、今まで預けていたときの保育料に比べて増額することがあるか。

●松浦こども希望課長

基本的にはない。所得税の階層区分を市民税の階層区分に変えているので、それによって影響のある人もいると思う。

掛川市では、短時間の方はいない。

措置で入れた場合は短時間の場合もあるかもしれない。

基本的には、現状と同じと考えている。

○内藤澄夫委員

近隣の市町と比較して単価はどうか。

●松浦こども希望課長

近隣よりは安い。袋井市よりは安い。

平成23、24で比較すると、下から7番目くらい。

階層区分が市町村によって違うので、一律で比較できない。

総じて安い設定となっている。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第32号 掛川市立保育所条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決

[10:29 ~ 10:30]

⑫議案第40号 掛川市保育の実施に関する条例の廃止について

[こども希望課、説明 10:29 ~ 10:30]

[質疑 なし]

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第40号 掛川市保育の実施に関する条例の廃止について
全会一致にて原案とおり可決

[10:40 ~ 10:43]

⑬議案第35号 掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

[教育委員会、説明 10:40 ~ 10:42]

[質疑 なし]

- 鈴木久男委員長
以上で質疑を終結する。

[討論]
なし

[採決]

議案第35号 掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

全会一致にて原案とおり可決

[10:43 ~ 10:46]

⑬議案第36号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について

[教育委員会、説明 10:43 ~ 10:45]

[質疑 なし]

- 鈴木久男委員長
以上で質疑を終結する。

[討論]
なし

[採決]

議案第36号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について

全会一致にて原案とおり可決

[10:47 ~ 10:55]

⑬議案第37号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

[教育委員会、説明 10:47 ~ 10:49]

[質疑 10:49 ~ 10:54]

- 大場雄三委員
議案第36号とも関連するが、教育長の身分が一般職から特別職になるが、一度退職されてから、特別職になるような措置になるのか。

- 平出教育次長
新制度は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が4月1日から施行になる。新制度に移行する場合には、現行の教育長は3月31日で退職となり、4月1日から新教育長が任命されることになる。

- 渡邊久次委員

その場合は、任期は残った期間だけとなるのか。

●平出教育次長

現行の教育長の任期は退職の時点で終わる。翌日から新規に3年となる。

○鈴木久男委員長

一般的には、市長等の任期は4年が通常だが、教育委員会の新制度で3年になっているということで、3年と定めたということだが、この3年の意味はどこにあるのか。

●平出教育次長

新制度においては、教育長の選任は首長が行い、議会の同意を求めることになる。首長の任期より1年短くすることで、首長の任期中、1回は任命できるようにすること。また、新教育長は、現行の教育委員長と教育長を一緒にしたもので、権限が大きくなることから、任期4年の教育委員や議会のチェック機能を強化すること。さらに、一定の仕事を実行するには3年は必要と考えられることである。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第37号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決

[10:55 ~ 11:34]

⑬議案第23号 掛川市いじめ防止条例の制定について

[学校教育課、説明 10:55 ~ 11:00]

[質疑 11:00 ~ 11:33]

○渡邊久次委員

第2条にも記載があるが、当該対象となった児童等が苦痛と感じればそれがいじめと規定しているが、大きな事件になった川崎の事件の様にならなくても、子どもが発するSOSをきちんと回りの教育関係者が捉えていかなければと強く感じる。新しい条例によってそうしたことが教育現場や家庭、地域においても意識されるように進むことを期待するが、制定に当たってどのような対策に取り組むのか。

●佐藤学校教育課長

いじめはあってはならないのが大原則で、いじめがあった場合は学校に限らず、家庭、地域社会みんなで対処していくことを市としてしっかり示す必要がある。国の法改正によって、いじめ対策が進んでいるが、掛川市は6月に方針を出して各学校に於いてもいじめ防止のための基本方針、どのように対処するのかを対策委員会を設置して取り組むことを明確に打ち出している。今、いくつかの学校では小さいいじめは起こっているので、それに対応するだけでなく、根本から無くしていくことを学校だけでなく周りから呼びかけていくような姿勢を条例で啓発していきたいと考えている。いじめについては、教育委員会だけではなく、市長、副市長まで報告している。

学校だけで対応できない場合は、家庭でもお願いして、行政だけでは出来ないので関係機関とも連携しながら働きかけを行っていきたい。

そのような意味からもこの条例はとても必要だと感じている。

○内藤澄夫委員

いじめはいつまでたってもなくなることはないと思う。自分のときは弱者に対してのいじめではなく、学校やクラス対抗で強いもの同士が喧嘩していた。

しかし、最近は弱い子を潰してしまう。その辺が変わったと思う。

良い条例だと思うし、一般質問でも啓蒙啓発の必要性について質問したこともあったが、問題は、これをどのように啓蒙啓発していくか。学校までは流れていくが、学校から一般の家庭にどのように流れていくか。いじめの事件を見ると、ほとんど、知っているにもかかわらず対処が遅れて大きな事件となってしまう。

是非、啓蒙啓発していただき、少しでもいじめが減る方向に進んでくれればと思う。

学校から家庭に対して、どのようにこの条例を周知させるかが大事だが、その点についての考えを知りたい。

●佐藤学校教育課長

家庭、地域について、市では学園化構想で、各中学校区ごとに子ども育成支援協議会の会合がある。もともと青少年健全育成の流れも含んでおり、地域でも子どもを守るという考えがある。

学校についてはこの条例があり市民総ぐるみを謳っているのでみんなでやっていきましょうということを、学校から発信していく。当然、学校では様々な取組をしている。いじめゼロという取組を隔月で実施したり、宣言している学校もある。このように発信しながらこの条例があることを伝えていきたい。

教育委員会の中でも、「あなたひとりで悩まないで」のポスターを作成し、教育センターや学校などの関係機関に配布している。このようなものを会合のときや家庭にも配付しながら、条例に基づいていじめを無くしていくことを啓発していきたい。

○内藤澄夫委員

実際に実行するのは大変である。結果、どこのいじめの事件を見ても、学校もそのように言っている。教育委員会も学校もそのような話をしていても大きな事件になってしまうことが問題である。言葉で言えば、すばらしいし、事件も無くなるだろうという話になるが、現実起こってみると、なかなか伝わっていない。

特にお願いしたいのは、実行して欲しい。教育委員会が学校や地域に出向いてでも、啓蒙啓発を直接しないと、文書で流すだけではダメだと思う。そこまでの行動が出来るか。そこまで出来れば減ると思う。

是非行動を起こすことを前提に考えて欲しい。

○大場雄三委員

課長の答弁で、いじめをなくそうと言ったが、考え方が違うし無理だと思う。いじめは常に起きているので、それにどう対応するかが大事なところ。子どもは突発的にどのようなことを考えているのか分からない。例えば、朝、親に怒られてムシャクシャしたから友達を叩いたとか、本当にいじめを無くすことは不可能だと思う。そうではなく、日常的に起きている些細ないじめに対して、どのように周りが気づいて対応してあげるかが重要。いじめは常に起きていることを前提に持っていないと。ゼロにすることは不可能。どう考えるのか。

●佐藤学校教育課長

その通りであり、いじめをゼロにするのは難しいが、ゼロにするという気持ちでやっていかないと前に進んでいかない。心の内面の教育が大事で、掛川道徳を進めており、そこには地域や家庭や周りの関わりが温かい気持ちがあるから上手く生活できている。その中で、こどもの内面の心の中の、周りを大事にする気持ちを様々な教材を使って耕していくことを学校教育としては一番やっていきたい。ゼロには限りなく近づけていきたい。

○大場雄三委員

子ども側から考えると、ゼロにしようと考えると、いじめをしよう絶対を考える。そうすると見つかってはいけないので、逆に更に陰湿化していくことも考えないといけないと思う。

そこをどう考えていくか。表向きは温かい心と言っているが、いじめをする子どもはそういうことに反発していじめをするので、そこをしっかりと考えて欲しい。

●浅井教育長

いじめは議論するとたくさんの議論があり、それが大事だと思う。いろいろな見方について多くの人が議論する。これまで担任の先生が悩んで、家庭でも我慢していたりしてきたが、オープンにしていく。親子の会話がなくなることが問題である。親子でいろいろな話をして、心配になることに気づくような運動もしていく。それから、学園化構想で、子ども育成協議会もできたので、その中でも話題にしていく。最近の陰湿の典型はスマホアプリのLINEであるので、ネットの状況を調べなければいけない。ある学園では、親が子どものネット状況を知る必要があるので、家庭ルールを作るように、親たちの勉強会を学園で開催してくれた。学園のみなさんが新聞をみて必要性を感じ、講師を選んで、保護者を集めて開催してくれた。

これは、地域が進んでやるように行動してくれたことがうれしく感じた。このように盛り上がるのが大事であり、啓発も更にやっていきたいと思う。

○窪野愛子委員

いじめは、本人と相手では気持ちが違うので、たくましい気持ちを育てることも大事。

○松本均委員

最近小学生の事件が多い。

本当にいじめではなく殺人になっている。川崎の話を知ると、早めに学校も対応していたようだった。

ある調査によると、いじめられたらまず誰に相談するかという調査結果では、まずは友達、次にお母さんでその後に学校ということだった。

川崎の事件も毎日のように行ったりしてても、結果的には逆恨みというか、そんな感じのようでもあった。いじめというよりは、社会的な問題になっている。

朝、挨拶運動していると、殴り合ったり、泣いている人がいてどこまでいじめかは分からない。目が合えば挨拶をする子どももいて非常に難しい。

地域でもっと考えていかないと、これは学校内だけでなく、市長には報告をしていると言っていたが、どこまでがいじめでどこからがいじめじゃないのか判断が難しい。

地域で考えるような提案や場所など、大人目で見上げてほしい。

登校途中に、大人が立ってたりして、みんなで守るような地域であって欲しい。

●佐藤学校教育課長

地域には学校では見れない部分があるので、登下校などは交通安全も兼ねて見てくださり感謝している。地域の大人から子どもを見る目についてもこちらから発信できればと思っている。足を運ぶ必要があると感じている。

●浅井教育長

掛川型の教育を進めたい。学園化構想もそうだが、みんなで子どもを見る活動をどの地域でもやっている。

成果としては、25年度に学校に関わってくれたボランティアの延べ人数は28,474人、26年度は、72,000人程度だった。多分これは日本一ではないかと思う。これをバネにして、皆で見ていることを広げていき、昔ながらの社会を取り戻しながら掛川らしい地域の教育を作っていきたいと思う。

○野口安男委員

学校では、大小いじめがある。それらを防ぐ為に教員は校長を先頭に、こどもたちの様子を語ることをしているが、まだまだ教員の見る目が薄いと感じる。一番は、子ども達が、防止できる体制をとりたい。子ども達を育てないとその子が見えてこない。あるいは授業でこのような事がないような雰囲気づくりが必要である。それを進めれば、親にも地域にも褒められるようになり、いざ、いじめがあれば注意が来ていくと思う。

この条例の21条の中で、学校関係が入っていないが、理由はあるのか。

●佐藤学校教育課長

21条の委員について、この委員については、国、県の考えを参考に定めている。第三者機関として学校関係が入ると学校を擁護するように、被害者には捉えられてしまう意識もあり、国や県も第三者機関として、教員を除いたものでしっかり調査、議論していくということで、当

市もそれに準じて教員は外してある。

○野口安男委員

これはいじめ防止条例であり、防止には実情を知らないといけないと思うので、入った方が良いと思う。

●佐藤学校教育課長

検討中であるが、学識経験者において、経験者が入るかどうかが検討していく。

○野口安男委員

この委員にならなくても、教育長は校長会で言うと思うが、それだけではなく実際に参加して、校長として力を発揮して学校運営していくことは大事なことである。

この委員会に参加していくことを考えて欲しい。

●佐藤学校教育課長

掛川市では今年度から、いじめ問題対策連絡協議会を年2回始めた。この中でも学校関係者の意見も取り入れて対策防止に努めている。

これは、元々不登校などの問題の対応について協議する会であり、この中でいじめ問題にも関わってきた。そちらでも取り上げながら、対策協議をするようにしている。

6月と10月の開催予定である。

○野口安男委員

是非、配慮して欲しい。

○内藤澄夫委員

いじめられる子どもはいじめられたことを言わない。その言わない子どもが誰にしゃべるかを考えて欲しい。一番言って欲しいのは親だと思う。その時点で、家庭と学校で話が出来るが、なかなか言わない。是非、言えるような啓蒙啓発をして欲しい。

●浅井教育長

学校でも充分考えており、担任が怖い先生だと言えなかつたりする。いろいろな先生が子どもを見る体制を作ることが必要。部活動、保健室に頻繁に来る、お腹が痛いなどがある。直接先生には言えない事もある。校長時代には、歩きながら様子を聞くと心配の子がいるという話も聞いたりして、大人も何でも言える雰囲気を作ることが大事である。

○鈴木久男委員長

このことは、大変難しい課題であり議論は尽きないと思う。しかし避けて通れる問題でも無い。色んな考えをたくさんいただき、当局からの考えもたくさんいただいた。

やはり温かい心を持った人間、いわゆる基本理念3条にある、りりしい人づくりということで、きっちりと引き締まった、凜としたという言葉で表現されるので、先生も、児童にも何事にも負けない精神の強い生徒を作っていくというような要望があったと言うことで締めたい。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第23号 掛川市いじめ防止条例の制定について
全会一致にて原案とおり可決

[11:34 ~ 11:40]

⑬議案第38号 掛川市二の丸美術館条例の一部改正について

[社会教育課、説明 11:34 ~ 11:37]

[質疑 11:37 ~ 11:39]

○大場雄三委員

博物館法から地方自治法への変更について、これと教育委員会から市長部局に移管したことは関連があるのか。地方自治法のまま教育委員会で管理していくことは可能だったのか。

●平出教育次長

博物館法では、美術館も博物館の一つとなっており、教育委員会の所管という規程になっている。今回、教育委員会から市長部局に移ることになったため、改正するものである。

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第38号 掛川市二の丸美術館条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決

[11:40 ~ 11:43]

⑬議案第39号 掛川市ステンドグラス美術館条例の一部改正について

[社会教育課、説明 11:40 ~ 11:42]

[質疑 なし]

○鈴木久男委員長

以上で質疑を終結する。

[討論]

なし

[採決]

議案第39号 掛川市ステンドグラス美術館条例の一部改正について
全会一致にて原案とおり可決

[11:44 ~ 11:57]

⑬議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市ステンドグラス美術館）

[社会教育課、説明 11:44 ~ 11:45]

[質疑 11:45 ~ 11:56]

○内藤澄夫委員

指定の期間が5年となっているが、年数の理由は。

●松本社会教育課長

お城は10年だが、これからスタートするというので、状況を見る意味で決めた。

○内藤澄夫委員

5年もやらないと状況を掴めないのか。それはないと思う。何かの根拠はあると思う。

●美術館係栗田

一般的な指定管理者としては、駐車場の料金徴収など軽微なものは3年で契約している。ならここの里も5年で契約している。余り長くすると途中で何かあったときに、一般的には5年の中で実績を審査する。お城は特例だが、一般的には軽微なものは3年、それ以外は5年となっている。どの市町でも3年から5年が一般的である。

○内藤澄夫委員

基本的には指定期間は同じで良いと思う。お城でも駐車場、美術館でも統一した方が良いと思う。行政がやることだから、統一しようと思えば出来ると思うので考えて欲しい。

○窪野愛子委員

この指定に関してはプロポーザル方式を取らなかったのか。

●松本社会教育課長

選定委員会があり、そこではプロポーザル方式の提案をいただき審査した。

○窪野愛子委員

いくつが手を上げたのか。

●松本社会教育課長

応募については、非公募の形式を使った。

○窪野愛子委員

非公募の理由は何か。

●松本社会教育課長

スタンドグラス美術館は、市の文化振興の拠点としての位置付け。また、文化振興計画の関係で、生涯学習振興公社が担い手の中心となる位置づけがあり、この2点に於いて生涯学習振興公社が非公募でなった。

○窪野愛子委員

生涯学習振興公社が中心と言ったが、振興公社が城周辺の指定管理から外れているのに、また振興公社になっていることが理解出来ないが何故か。

●浅井教育長

文化振興基本計画を2年間掛けて方向付けをした。今後、担い手をしっかり作ることから、生涯学習振興公社を中心に置くことになった。これまで振興公社は、生涯学習センターやシオーネなどの施設の管理運営を中心に進めきたが、さらに文化振興を担うことになる。その際、始めてできるスタンドグラス美術館も大きな起爆剤になるので、文化振興を担う組織として育てることから新たな体制となる。市役所の組織も地域支援課の文化振興係から文化振興室を新たに設置する。スタンドグラス美術館は始めて出来たので、時間を掛けて専門的な学芸員も配置して、進めることになる。従って、広く公募するよりも掛川市の文化政策の観点から、指定管理者として考えた。

○大場雄三委員

議案第38号の二の丸美術館も市長部局に移管されたが、議案第65号ではスタンドグラス美術館だけが生涯学習振興公社に指定管理されたが、今後、二の丸美術館も指定管理の方針になるのか。

●平出教育次長

27年度については、市の直営を考えている。しかし、28年度以降については、一体的な管理として考える場合、指定管理も視野に入ってくる。

○内藤澄夫委員
非公募のプロポーザルというのはあるのか。

●小林企画政策部付参与
ある。

○鈴木久男委員長
以上で質疑を終結する。

[討論]
なし

[採決]
議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市ステンドグラス美術館）
全会一致にて原案とおり可決

2) 閉会中継続調査について
5項目で了承

[11:57 ~ 11:58]

○鈴木久男委員長
以上で委員会を終了する。

4) 閉会 (11:59 終了)